五監公告第20号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年11月29日

五 泉 市 監 査 委 員 柄 沢 則 夫 広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

税務課(地域振興課の税務課に属する業務を含む)

3. 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成28年10月31日~平成28年11月24日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

市税の減免申請について、提出された申請書と市からの承認(不承認)通知書等に記載された日付に一部誤りがあり、事務処理に整合性がとれていない事例が多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

平成27年度末で市税等は9億8,600万円余りの滞納が生じており、100万円以上の高額滞納者は個人、法人合わせて220人となっている。

市の財政の根幹を成す市税収入等自主財源の確保は喫緊の課題であり、収納対策の一層の取り組みを望むものである。